

公共事業環境配慮書

建設部

道路建設課

事業名称		
事業名	道路改築事業	
整理番号	30-2	
事業の種類	道路(国道、県道、農道、林道)の新設・改築 及び街路の整備	
市町村名	東筑摩郡麻績村	
箇所名	梶浦～本町	
事業年度	平成30年度～平成35年度予定	
事業概要		
目的	国道403号の麻績村梶浦～本町までの幅員が狭くすれ違いが困難であるため、幅員狭小、線形不良区間の解消を行う。	
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	道路改良工 延長L=1.0km 幅員W=6.0(10.0)m	
関連する事業計画	特になし	
その他特記事項	特になし	
関係法令等の規制		
自然環境保全地域等の指定状況	なし	
土地利用規制の状況	森林法の保安林等	
その他	なし	
社会的要素 留意すべき地域の概況		
交通の現況	交通量は4,691台/日である 周辺に聖高原駅、長野自動車道麻績ICがある	
土地利用の現況	山地・丘陵である	
生活関連施設の現況	周辺に筑北中学校、麻績小学校がある 周辺に住居が集合している	
その他	特になし	
自然的環境要素 環境配慮の方針		
大気環境	留意すべき地域の概況	特になし
	【大気汚染の防止】	
	・排出ガス対策型の車両や機械を採用する。	
	・土砂表層の散水や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い粉じんの飛散を防止する。	
	・資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行は出来るだけ避ける。	
・交通流の円滑化により大気汚染、騒音、振動の発生を防止する。		
【騒音、振動の防止】		
・夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働を出来るだけ避ける。		
・低騒音・低振動型の建設機械を採用する。		
・著しい騒音、振動を発生する工法を避ける。		
水環境	留意すべき地域の概況	河川・湖沼に隣接する
	【水質汚濁の防止】	
	・工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。	
	・沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。	
【水循環の保全】		
・水田や地下水・湧水を保全する。		
地形・地質	留意すべき地域の概況	丘陵である
	【改変面積の最小化】	
	・法面の勾配の検討、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工等により、崩壊その他の危険性を防止する。	
・工事施工ヤードの設置は必要最小限の面積とする。		
・工事により裸地化する箇所は早期の緑化・植栽を行う。		

景観	留意すべき地域の概況	特になし
	【すぐれた景観の保全】 ・工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。	
廃棄物・建設残土	【建設廃棄物や建設残土の発生抑制】 ・建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。 ・建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。	
	【建設廃棄物や建設残土のリサイクル】 ・現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。	
	【資源の有効利用】 ・再生As合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用に努める。 ・自然石、県産木材等環境に負荷の少ない資材の使用に努める。	
	【環境への負荷の少ない機械の利用等】 ・低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。 ・点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。 ・アイドルストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。	
省資源・省エネルギー・温室効果ガス	【電波障害への配慮】 ・照明の設置にあたっては照明の範囲、時間、照度、光源種類などに配慮し、周辺の生活環境や野生動植物、農作物等への悪影響を低減する。	
電波障害		

番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解
1	水環境	工事に伴い発生する濁水及び汚水について、適正に処理を行ってください。	工事に伴い発生する濁水及び汚水について、適正に処理を行います。
2	廃棄物・建設残土	建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努めてください。	建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努めます。
3	廃棄物・建設残土	自然石、県産木材等環境に負荷の少ない資材の使用に努めてください。	自然石、県産木材等環境に負荷の少ない資材の使用に努めます。